

マンションの耐震診断 補助制度のご案内

昭和56年5月以前着工のマンションは耐震性不足の可能性があります。
マンションの管理組合に耐震診断に要する費用の一部を補助します！

補助対象者

- マンションの管理組合

令和6年度
制度新設

補助要件

- 昭和56年5月31日以前に着工されたマンションであること
- 3階建て以上(地階を除く)で延べ面積1,000㎡以上であること
- 耐火建築物または準耐火建築物であること

※紙面の都合上、省略している内容がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください

補助内容

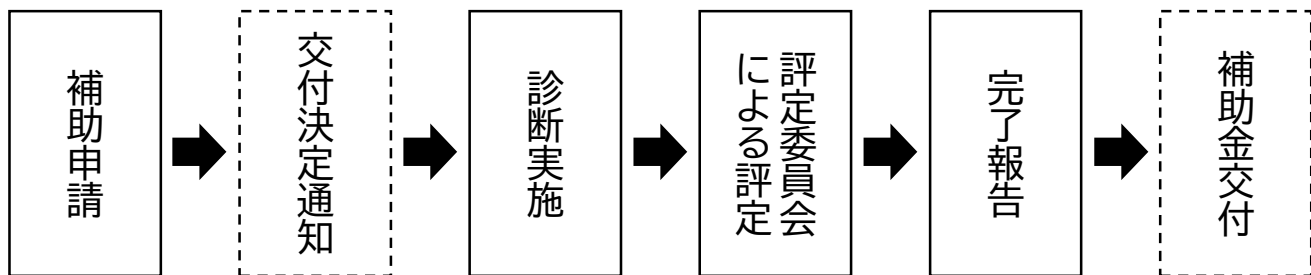
補助率

診断に要する費用の2/3以内

上限額

300万円

補助金の流れ



※大分市への申請前に管理組合で耐震診断の実施にかかる議決を行う必要があります

※事業者との契約前に大分市への申請が必要です！

※既存建築物診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震評定委員会による
評定を受ける必要があります

Q 補助を申し込みたいが、耐震診断はどこに頼めばいいの？

大分県の「耐震アドバイザー派遣」(無料)制度を活用できます。

建築士が訪問し、簡単な診断を行い、皆さんの耐震に関する相談などに応じて、必要な情報提供
や助言を行う制度です。

大分 耐震アドバイザー派遣

検索

補助金に関するお問合せ先

大分市役所 7階 開発建築指導課 8:30~17:15(土・日・祝日は除く)

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-585-5072 FAX:097-534-6201 E-mail:kensido@city.oita.oita.jp